

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について (重要)

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人全日本トラック協会会長から愛知県内においてバス事業者の運転者が覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたという事案を受け、通達が発出されました。

本件については、覚醒剤を使用して運行が行われていた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって決してあってはならない事案であります。

つきましては、薬物使用禁止の徹底として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、下記の事項について、運転者等に対して周知・徹底していただきますようお願いいたします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

※運転者に対する教育時に「事業用トラックドライバー研修テキスト4-第2章(飲酒運転・危険ドラッグの禁止)」等の資料を用いて教育の徹底を図ってください。

- (1) 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
- (2) 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的変化や日常の業務態度(例：言動の変化、遅刻が多い)等の確認をすること。

※参考

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/

- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

<http://www.dapc.or.jp/>

<お問い合わせ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL: 098-863-0280